

福祉医療制度で医療費を助成

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242



福祉医療制度は、対象となる方が安心して医療を受けられるように医療費の自己負担額や入院時食事療養費の標準負担額を市と県が助成しています。なお、保険適用とならない治療や文書料などは対象外となります。

対象者と受診のしかた

福祉医療制度の対象となる方(右表)には、福祉医療費受給資格者証が交付されます。手続きがお済みでない場合は役場で申請をしてください。医療機関の受診と助成の流れは次のとおりです。

◆群馬県内の医療機関の場合

医療機関の受診時に、福祉医療費受給資格者証とマイナ保険証(または資格確認書)を窓口へ提示してください。

◆県外医療機関の場合

医療機関の受診時に、マイナ保険証(または資格確認書)を窓口へ提示し、自己負担分を支払ってください。その後、領収書を役場へお持ちになり申請していただくと福祉医療対象額が支給されます。

適正受診にご協力ください

福祉医療制度は、健康保険による保険給付や、他の医療費助成制度を補う制度です。安易な受診は控える、医療機関を転々としなど、制度の安定的な運営にご協力をお願いします。

◆他の医療費助成制度が優先

県の指定難病などの受給者証が使用できる場合は、その給付を優先して受けてください。また、学校や保育園などでケガをして受診するときは、そこで加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の支給が優先されます(右図)。

◆入院などの前に限度額認定の申請を

入院や手術など、あらかじめ医療費が高額になることがわかる場合は、加入している健康保険などへ限度額認定の申請をしてください。

なお、マイナ保険証をご利用の方は、電子確認ができるため申請は不要です。

重度心身障害者・高齢重度障害者の方へ

◆所得制限があります

現在受給されている方と、同じ世帯の扶養義務者(※)の所得が基準額を超えたときは、受給の対象ではなくなります。

なお、翌年以降に所得が基準内となった対象の方は、再び受給申請が可能となります。詳しくはお問合せください。

※扶養義務者とは、同じ世帯の直系血族および兄弟姉妹のうち、最も所得が高い人をいいます。

福祉医療制度の区分と対象者

子ども

高校卒業相当まで(※1)の子ども

重度心身障害者・高齢重度障害者(※2)

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳の判定がAの方
- ・障害年金1級の方
- ・特別児童扶養手当1級の方

母子家庭

高校卒業相当まで(※1)の子どもと、その母

父子家庭

高校卒業相当まで(※1)の子どもと、その父(ただし、所得税非課税者のみ)

父母のない児童

高校卒業相当まで(※1)の父母のない児童

(※1) 18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで

4月1日生まれは18歳の誕生日前日まで

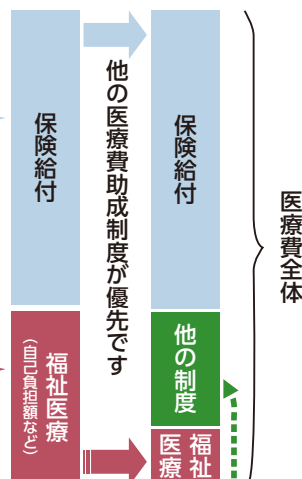
(※2) 高齢重度障害者は、後期高齢者医療の被保険者

保険給付のイメージ

マイナ保険証
(または資格確認書)



福祉医療費
受給資格者証



他の医療費助成制度…自立支援医療、特定医療費、小児慢性特定疾病医療、日本スポーツ振興センター災害共済給付(学校・保育園)など

休日・夜間こども医療電話相談

☎ # 8000 ご利用ください

発熱、頭をぶつけた、嘔吐、けいれんなど 判断に困ったら

受付時間 月～土曜日 夕方6時～翌日朝8時
日曜、祝日、年末年始 24時間受付

通話料は有料です。平日日中は、かかりつけ医にご相談ください。